

契 約 書 (案)

賃貸借契約書

※本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）に規定する長期継続契約である。令和 9 年度以降において本契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は本契約の一部及び全部を解除できるものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

- 1 件名 個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトライセンス賃貸借
- 2 契約期間 契約締結日から令和 年 月 日まで
- 3 賃貸借料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(注) 賃貸借料の計算期間は、各月の初日から月末までの 1 カ月とする。ただし、1 カ月に満たない月については、日割り計算によるものとし、計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合において、1 円未満の額は切り捨てるものとする。

- 4 契約保証金 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項により、契約金額の 100 分の 10 以上を県に納付する。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号に該当する場合は、免除する。

上記契約について、沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、別紙の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

乙

(契約の目的)

第1条 乙は、第3条に定める期間において、個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトウェアライセンス貸借の要求仕様を満たすシステム一式（機器及びソフトウェアの一式。以下「本システム」という。）について甲に貸し渡し、甲はこれを有償で借り受ける。

(総則)

第2条 乙は、この契約書に定めるほか、別紙「個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトウェアライセンス貸借 仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の貸借を行うものとする。

2 この契約書及び仕様書に明示されていないもの又はこの契約書及び仕様書に交互符合しないものがあるときは、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲が定めて乙に指示するものとする。

(賃貸借期間)

第3条 本契約における賃貸借期間は、契約締結日から令和9年 月 日までとする。

(業務計画)

第4条 乙は、仕様書に基づき、本システムの納入完了までに必要な業務（以下「業務」という。）について、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から10日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務工程
- (3) 業務履行体制
- (4) 賃貸借の対象となる機器及びソフトウェア等の明細表

(器材等費用)

第5条 業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(権利義務等の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(立入及び秘密保持)

第8条 乙は、機器等の搬入または交換・修理等のために機器等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合はあらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙または乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏えい・開示もしくはこの契約の目的以外に使用してはならない。
- 3 前項の規定に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
- (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 前2項の規定に拘わらず、乙は法令に基づく公権力の発動によって秘密情報の開示を求められた場合、法令に要求される範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示を求められた乙は、遅滞なくかつ開示を行う前に、甲に対しその旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知し、甲の指示に従うものとする。
- 5 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、甲から要求があった時及び業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還、または廃棄もしくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 前項の規定において、甲より提供を受けた資料及び情報を廃棄もしくは消去する時は、適正に処置した旨の証明書等を提出するものとする。
- 7 本条の規定はこの契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

- 第10条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期限の延長)

- 第11条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して沖縄県財務規則109条に定める割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(納入及び検収)

第 13 条 乙は、仕様書に定める納入物（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

2 本システム等の納入場所及び設置場所は、仕様書によるものとする。

3 乙の提出する納入物の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(納入完了検査等)

第 14 条 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに業務完了届及び完成図書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の提出があった場合には、速やかに完成図書の検査を行い、検査に合格したときは、その旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の検査に合格したときは、当該完成図書の提出をもって賃貸借物件納入の完了とみなすものとする。

(契約不適合責任)

第 15 条 甲は、賃貸借物件の納入を受けた後において、契約の内容に適合しない部分があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に受注者に対して、その旨を通知し、不適合部分の追完を求めることができる。

2 前項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(賃借料)

第 16 条 甲は、本システムの賃貸借に対する賃借料として 円を乙に支払うものとする。内訳については、次のとおりとする。

令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月：月額 円 × 12 ヶ月 円
うち取引に係る消費税額 金 円

〔注〕「取引に係る消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので賃借料に 10/110 を乗じて得た額である。〕

(賃借料の支払)

第 17 条 乙は、賃貸借開始後、その月の賃借料を翌月に甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払いを行うものとする。

3 甲の責めに帰すべき理由により料金の支払いを遅延した場合、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

- 4 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

(契約が解除されるまでのその月の日数 / その月の日数) × その月の賃借料

(ライセンスの帰属)

第 18 条 本システムのうちソフトウェアのライセンスについては、甲の名義で登録し、甲に帰属するものとする。

(著作権の帰属)

第 19 条 成果品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。以下、同じ。）は、第 14 条の検査完了をもって乙から甲に移転し甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、成果品の著作権について甲および甲により利用を認められた者（以下「甲等」という。）に対して、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、第三者をして、甲等に対して著作者人格権を行使させないものとする。
- 4 乙は、業務の遂行にあたり、第三者の著作権、工業所有権等その他の権利を侵害してはならない。

(甲の解除権)

第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了せず、頭書の賃貸借を行うことができないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
- (5) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第 22 条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃借料の支払いを免れるものとする。

(保守管理)

第 23 条 乙は、この契約期間中に本システムの故障又は障害が発生した場合には、これの修理又は機器交換を無償で保証するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、本システムを構成するソフトウェアのバージョンアップ及びセキュリティホールへの対応を無償で行うものとする。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(暴力団等の排除)

第 25 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 26 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 28 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の実施状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする

(規定に定めのない事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項または本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

(様式 1)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名) 印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認
くださいますようお願いいたします。

契約件名	個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトライセンス賃貸借		
契約金額	円		
契約年月日	令和 年 月 日		
履行期限	令和 年 月 日		
再委託を予定 する業務			
再委託予定額	円		
再委託先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)		
再委託予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
再委託の必要性			
再委託先選定理由			
再委託先の 適格性※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 期間内の適正な業務履行の確保 指名停止措置を受けている者 本件契約の競争入札参加者 暴力団員に該当する者 暴力団と密接な関係を有する者 ☐あり ☐可 ☐非該当 ☐非該当 ☐非該当 ☐非該当 ☐なし ☐不可 ☐該当 ☐該当 ☐該当 ☐該当		

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえを記入すること

(様式 2)

再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事（または出先機関の長）あて

住所
企業(団体)名
代表者(職氏名) 印

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いします。

契約件名	個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトライセンス賃貸借											
契約金額	円											
契約年月日	令和 年 月 日											
履行期限	令和 年 月 日											
変更理由(必要性)												
再委託業務	【変更前】 【変更後】											
再委託額	【変更前】 円 【変更後】 円											
再委託先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)											
再委託期間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
再委託先の 適格性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当											

※ 変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

(様式 3)

再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトライセンス賃貸借
再委託を承認する業務	
再委託先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。

(様式 4)

再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名 印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、
以下の条件を付して承認します。

契約件名	個人番号利用事務端末のウイルス対策ソフトライセンス賃貸借
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】 企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること。